

全建事発第 028 号  
令和 3 年 5 月 20 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の  
変更（令和 3 年 5 月 14 日）等に伴う工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 5 月 14 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域について、北海道、岡山県、広島県を含む 1 都 1 道 2 府 5 県に拡大する公示がなされ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域についても、緊急事態措置を実施すべき区域とされた北海道を除き、新たに群馬県、石川県、熊本県を追加した 10 県に変更する公示がなされ、それぞれ実施が決定されたところです。

これを踏まえ、国土交通省より、施工中の工事における感染拡大防止対策の徹底等について、別添 1 及び 2 のとおり通知がありましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を実施すべき区域の変更（令和 3 年 5 月 14 日）に伴う工事及び業務の対応について
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和 3 年 5 月 14 日）に伴う工事及び業務の対応について
- 参考 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和 3 年 5 月 7 日）に伴う工事及び業務の対応について（令和 3 年 5 月 12 日付け事務連絡）
- 参考 2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和 3 年 5 月 7 日）に伴う工事及び業務の対応について（令和 3 年 5 月 12 日付け事務連絡）

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp